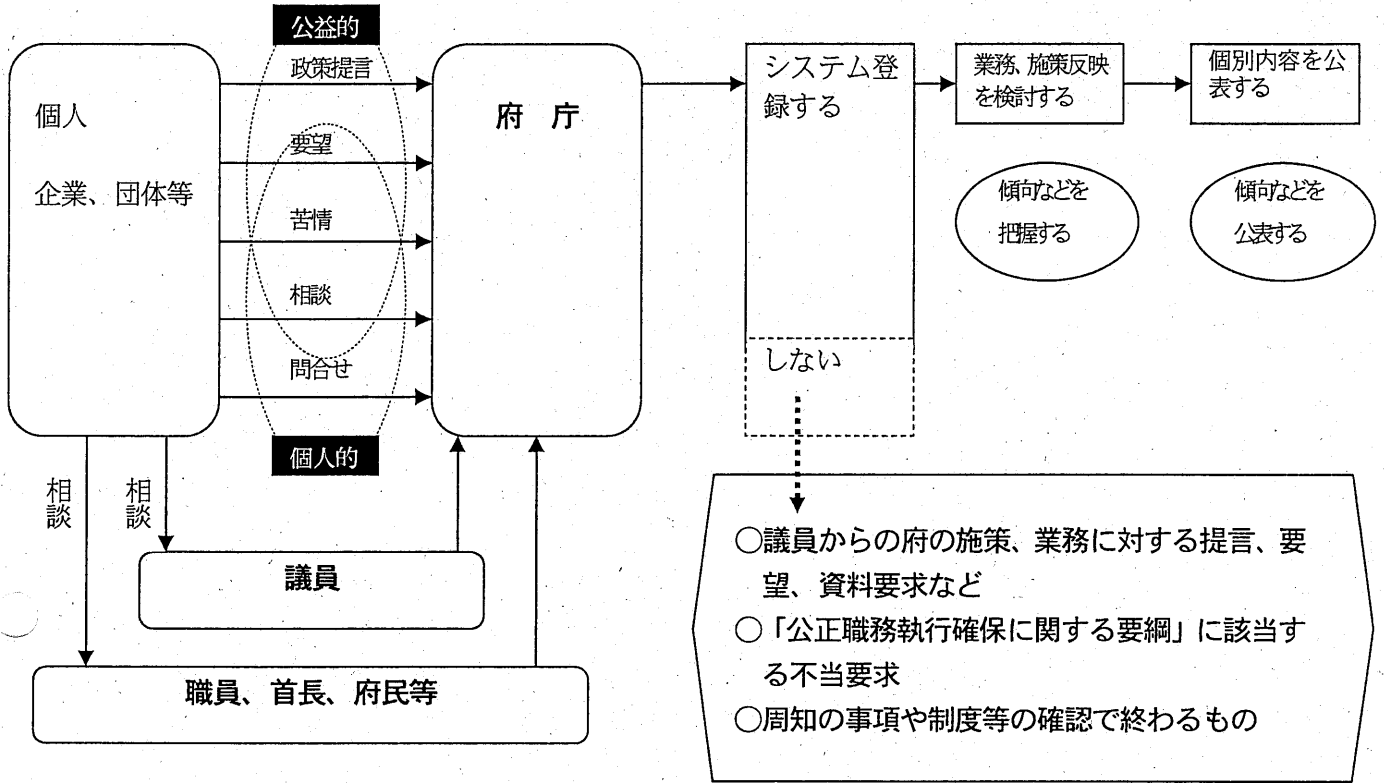


「府民の声システム」の取扱いについて

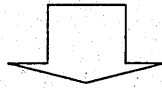


【目的】

- 府民からの政策提言や要望などできるだけ多くの府民の声を府政に反映する仕組みにします。
- 相談や要望など本人の代わりに職員や議員などが府に声を届ける場合も、本人が直接府に声を寄せた場合にシステム登録するものは、同様に登録を行い、平等・公平に対応します。

○議員活動に支障が生じない制度となるよう厳格に運用します。

- ・記録については、議員の求めに応じ、正確でない部分や事実と反する部分を訂正いたします。
- ・公表については、氏名、会派名や声の内容に含まれる個人情報公表しません。公表の前には議員に内容を確認します。



【府民文化部でモデル実施】

- 府民文化部の職員に十分研修を行い、部長、次長、各所属長(室長、課長、所長)がしっかりと公正・平等に対応します。
- 議員の対応は課長補佐以上に絞り、記録や公表内容にはばらつきがないよう府政情報室が部内を調整します。
- モデル実施の結果については、きちんと府議会に報告。問題点が見つかれば改善し、4月以降全庁の職場で円滑に業務執行できるよう努めます。